

高等
小學

女子修身訓

兒童用

卷二

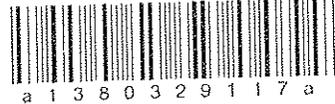
C1

T1A3

22

Ki44

圖書 和圖書 遡



a 1 3 8 0 3 2 9 1 1 7 a

福岡教育大学蔵書

明治三十四年一月十五日
高等小學教科書
文部省檢定濟

高等小學
女子修身訓
兒童用
卷二

目次

第一課	そよ女の傳	(一)	二
第二課	そよ女の傳	(二)	四
第三課	藤堂高虎の公平		六
第四課	酒井政親の寛裕		七
第五課	某女の恭敬		八
第六課	前田光高の夫人の謹慎		十
第七課	大宰春臺、井伊直孝の續密		十二
第八課	細井平洲師を敬ふ		十二
第九課	女徳	(一)	十三
第十課	女徳	(二)	十五
第十一課	梯てい女の傳		十六

第十二課	禮儀		十八
第十三課	大婆殿の慈愛		二十
第十四課	大婆殿國法を重んず		二十一
第十五課	ぬひ女善く主に事ふ		二十二
第十六課	瓜生いは女の傳	(一)	二十三
第十七課	瓜生いは女の傳	(二)	二十五
第十八課	瓜生いは女の傳	(三)	二十六
第十九課	ゑち女善く子を教ふ		二十八
第二十課	楠正行の母		二十九

第一課 そよ女の傳 (一)

そよは、尾張の國の農夫善六といふもの
女にて、享保十五年に生まれたり。二歳の時、
父故ありて、母を離別せしかば、それよりは、
専ら父の一手にてそだてられたり。

そよ生れつき、なさけぶかくして、蟲けらだ
に、無益に殺すことなかりしが、長じて孝心
厚く、身持も甚だ善かりけり。家貧しければ、
常につゝれをまとひ、髪をゆふに、油を用ひ

ず、櫛笄もて、かざることをせず、顔容やつれ
たるも、更に心にかけざりき。

善六は、専らすなどりを業とし、をりくは、
人にとはれ、貸錢を得て、わづかにくらし
けるものなるが、酒をたしむこと甚だしく、
それが爲め、つひには獵具を始めとして、家
財器具まで、悉く賣り拂ひて、又如何んとも
すべき様なき程に至れり。

さるをそよは、少しも之に屈せず、綿を打ち

機を織り、終日いそくと立働きて、父を養ひ、日々必ず二十文をば、父が酒を買ふ料にあて、若し之を得ざれば、己は飯一粒をも食せずして、更にうらむる色なかりき。そよの心ざま、かかりければ、其の貧しさは甚だしけれど、家内の有様は、いと楽しく見えたり。或る日、そよ用事ありて、他へ出で行かんとし、例の酒買ふ料にとて、父に錢十文をまゐらせたるに、善六「いつもは、二十文なるに、今

日は、其の半分なるは如何に」といふ。そよいひける様、今日とて、などか是ばかりに止むべき。但し今一時に二十文を奉りて、其の酒を皆飲みたまはんに、御養生に宜しかるまじと思ひて、かくはしつるなり。此までの二十文の酒とて、常に二度にこそ奉りたれ。残る十文は、後に自ら得たまふべし」といひしかば、善六も、うなづきて言葉なかりき。さて善六は、そよが出で行きしあとにて、直に

酒を買ひて、飲み樂しみ、後食事の時に至り、膳に向かひて、伏せたる碗を取り上げたるに、下に十文の錢ありしかば、善六手をうちて大いに喜びけり。

第二課 そよ女の傳 (二)

善六は、深く酒をたしき、そよが、心づかひのいと切なるにも、なほ酒を節すること能はず、をりくいたく飲みすごし、酔ひて路ばたにたふれ、又はみぞ中にころび落ちなど

して、夜に入りても歸り來らざることありけり。かかるをりに、は、そよは、風雨はげしく、電ひらめく夜にても、少しも恐れず、蓑笠を著けて、をちこち父をたづねあるき、さてさがし出せば、衣服のよごれたるなどは、いさゝかも心にかけず、著物は、よごれたりとも、洗はば、又元の如くなるべし。などいひながら、ぐさめ、ねんごろに介抱して、伴ひ歸れり。もし己がかくするを、父煩はしがりて、今直に

歸るべし、汝は先づ疾く歸れ。などいひのゝしることありても、そよはあへて其の意にさからはず、歸るふりして、身をしさり、ひそかに後に附きそひ守りつゝ、歸るが常なりき。又其のよごれたる衣服を洗濯するにも、人に知らるれば、父の恥なりとて、家のうしろの、人目にふれざる所にてせしといふ。そよ、冬の寒き夜には、藁のすくべといふものを、先づ己が坐の下に敷きあたゝめて、父

を卧さしめ、或は、瓦を焼きて、父の足をあたためなどしけり。されば、善六もそよが孝心の厚きに感じ、をりくゝ人に語りて、うれし涙にむせびけりとぞ。

後領主、そよの行状を聞き、大いに感じ、厚く褒賞を賜ひけり。

第三課 藤堂高虎の公平

むかし朝鮮征伐の時、藤堂高虎、加藤嘉明と船手の功をあらそひて、今しも鬭はんとし

けるを、諸將のとりなしによりて、事やうやうに止みしことあり、されど二人は、是より中違ひとなりぬ。其の後寛永四年、將軍家光、會津の城主某を他に移したる時、高虎を召して、會津は、北方の要地なれば、汝をして守らしめんと思ふは如何に」とありければ、高虎「某今は年老いたれば、遠國の任には堪へ難し」とて、かたく辭退したり。然らば、誰かよからん」と問はれければ、加藤嘉明こそ然る

べけれ、四十萬石も、猶多からず」と答ふ。家光いぶかりて、「汝は、多年嘉明と中違ひにてありながら、今之をすゝむるは如何に」と問はれしかば、遺恨は、私事なり、いかでか私事を以て公義を破るべき」と答へたり。家光大いに感賞して、遂に其の言の如く、會津をば嘉明に賜ひ、且高虎が推舉の事どもをくはしく語り聞かせければ、嘉明大いに高虎の公正なるに感じ、以前の確執をわびて、是より

無二の交りをなしけりとなん。

第四課 酒井政親の寛裕

徳川家康公、三河を治めける頃、酒井政親を家老としたり。さて同じ士中に、神谷與九郎といふものありけり。途中政親に逢ひて、禮をなしけるを、政親知らずして、答禮をせざりしかば、大いにいきどほり、其の後政親に逢ふ毎に、屢無禮のふるまひをなしたり。家康公之を聞きて、甚だ悦ばず、やがて與九郎

を逐はんとしたるに、政親之を聞き、家康公をいさめて、某、身不肖ながら、君の御恵みにより、大任をおふをもて、國中誰一人、某を見て膝をかゝめ手をたれぬものなきに、獨り與九郎のみ、少しも某を憚らざるは、膽氣人に過ぎたりと覺ゆ。君もし大祿を以て、重用ひ給はば、彼必ず恩に感じて、之がむくい
を忘るまじ」といひければ、公其の言によりて、然らば、何程の祿をか取らすべき」と問へ

ば、二千石にて、相當ならん」と答ふ。公之を過分として、千石を與へんとせられしを、政親請ひて已まざりければ、終に與九郎を召して、具に其の始末を語り、千五百石を賜ひき。與九郎之を聞きて、感涙を流し、公の前を退きて、直ちに政親の所に至り、先の無禮を謝しけるが、後果して戦功を顯したりといふ。

第五課 某女の恭敬

いつの頃にかありけん、京中大いに亂れて、

盜賊徘徊し、人を殺し物をうばひ、火をはなつなどの事多かりけり。或る夜、雨風あらくして、物さわがしかりければ、盜賊どもは、よき夜ぞとて、諸方の家々をうかゞひけるに、或る貧しき家の壁の間より、火の光のもれけるを見て、忍び入る便りやあると、のぞき見るに、此は、其の家の臺所にて、一人の若き女、かまどにのぞみ、かゆを煮て居たり。やがて其の女、鍋の蓋を取りて、中なる粥の

煮えたりや否やを見
るに、是を口にて食ひ
試みずして、さい箸に
て粥粒を蓋の裏にの
せ、其の箸にて、つぶし
て試みたり。盜賊ども、
不思議の事をする女
かなとて、猶うかゞひ
居たるに、其の家の奥



の方より、老人の聲にて、「粥は煮えたりや」と
問へば、彼の女、「いや今少しなり、暫く待たせ
たまへ。」と答へぬ。

盜賊ども、此の問答を聞きて思ふ様、さては、
此の女は、此の家の嫁にて、奥なるは、舅なる
べし。此の女、今粥を煮て、舅にすゝむるに、其
の煮えたりや否やを、口にては食ひ試みず、
箸にてつぶし試みたりと覺えたり。人の見
ぬ處にて、親子の禮儀を亂さぬは、やさし

き心の女かな。我等盜賊なれども、如何でか
かる人の物を取るべき。とて、そこくくに立
ち去りけりとなん。

好事門を出でず、惡事千里を行く。

第六課 前田光高の夫人の謹慎

加賀少將前田光高の夫人は、貞操謹慎の聞
え高き人なりき。夫人年若くして、夫におく
れ、三歳になれる幼き子供をもちたて、常に
一室に籠り居たりしかば、侍女ども、其の鬱

をなぐさめんとて、外出をすゝめけるに、夫
人は、凡そ年若き寡婦は、人にうはさせられ
易きものなれば、慎まざばあるべからず。要
なき外出は、他の聞えあしかるべし。とて、い
なみけり。又或る時、小松中納言、夫人を訪ひ、
ともに香をたきて、其の心を慰めんとて、拙
者久しく蘭奢待のかをりを聞き申さず。か
ねて御持ちあはせの由にも承れば、少し聞
かせ給はらずや。といひければ、夫人答へて、

夫少將身まかりし後は、唯稚きものをはぐくむのみにて、薰物などの事は、をさく、心に留め申さず。近頃失禮ながら、此の儀ゆるしたまはれ。といひて辭しぬ。

第七課 太宰春臺・井伊直孝の緝密

太宰春臺先生は、物に心を用ふること細かにして、書を讀むも至ってくはしく、一字一句といへども、なほざりに見過すことなく、もし點畫に誤あるときは、必ず之を改めた

り。己が著述の書は、皆自ら寫し、往復の書簡なども、必ず自ら書き決して人にまかせず。或る人、かつて春臺に向かひ、凡そ學問するものは、俗事を顧みざるぞよき。といひければ、春臺「それも一わたり理なきにあらず。されど、俗事を厭ふものは、大抵煩を厭ふものにて、煩を厭ふものは、人に交るに行届かぬ事多し。是、豈學問の本旨ならんや。」といへり。又井伊直孝は、彦根三十五萬石の領主なり

し人なるが平生小事をゆるかせにせず、他人に贈物などするにも、家臣にまかせずして、必ず自ら取りしらべたり。

病は小愈に加はり、禍は懈怠に生ず。

第八課 細井平洲師を敬ふ

細井平洲先生は、中西淡淵先生を師として學びけるが、淡淵先生、或る日、一つの粗末なる焼物の飯椀を平洲先生に與へて、御身朝夕の食事に之を用ひよ。但し他日學問上達

して、出世したらん時は、他の椀に替ふとも、御身の心のまゝたるべし。といひて、儉約を守るべき心をさとされしかば、先生慎んで之を受けをさめき。其の後、先生妻を迎へられし時、先づ此の器を



示して師の教を告げ、大切に取扱ふべきことを言ひふくめられたり。されば妻も善く其の意をくみとりて、新に奴婢を雇ひ入れたる時には、必ず先づ之を示して、家の實なる由を言ひ聞かせたり。

第九課 女徳 (一)

身持を正しくすることは、夫の有無にかゝはらず、なべての女に、極めて大切なる事なり。女は、やさしきを貴ぶといへども、男に對

しては、やさしき中にも、又自らあなどりたき威儀を備へて、内に堅く守る所なかるべからず。やさしきに過ぎて威儀を失ふは、あなどりを受くる道にして、やがて身持の亂るるはしともなるべし。

すべて女は、常に深く身を慎むべし。たとひ其の心は、いさぎよかりとも、慎み足らざれば、思はざる謗をまねき、禍をかうむるべし。かりそめにも、たはけたる事をいふべから

ず、又みだりに遊びあるくまじきなり。已みがたき事にて、外へ出づるをりには、或は母姉と共にし、或は婢女を従へ行くべし。もし人に書状を贈るときは、夫あるものは、夫に見せ、夫なきものは、父母に見せて、後につかはすべし。返事ありし時も、之を夫又は父母に示し、いさゝかも包みかくすべからず。古語にも、瓜田に履を納れず、李下に冠を整へず。といへり。かりそめのふるまひにも、よく

よく心をつけて、人の疑をまねかざる様にするべし。

ほどくくにふしなかりせば、吳竹の、

なほきもたのむかひやなからん。

第十課 女徳 (二)

女は、みめを清らかにすべし。容うるはしく生まれつきたる女にても、髪を取り亂し、着物をしどけなく著たるは、見苦しく、生まれつき見にくき女にても、髪かたち善くと、

のひて、清らかなれば、めでたく見ゆるものなり。されど又決してはでやかに取りかざらんとはすべからず、著物など、たとひ續ぎはぎしたるものなりとも、善く洗濯して、清らかなれば、宜しとすべし。徒らに時の流行をしたひ、いろくの物好みをなすは、なかなかにあしき事なり。

又裁縫・洗濯・髮結・割烹など、すべて女のすべきわざは、一通り學びて心得置くべし。之を

心得ざらんには、善く家を治めんことは、決してかなふべからず。大家などにて、數多の婢女を召しつかひ、此等の事に自ら手を下すに及ばずとも、己之をわきまへ居らずしては、婢女ども、心のまゝには用をなさず。とにもかくにも、此等の事をわきまへざるは、女の道にあらざるをや。

第十一課 カケハン 梯てい女の傳

梯ていは、越前侯の侍醫にて梯民也といへ

るものの娘なり。生まれつきすなほにして
おとなしく、若きほどより裁縫に巧にて、又
琴をも善くしけり。父、南部文造といふもの
を、幼き時より養子とし、長ずるに及びて、
いを妻せしに、男子一人、女子一人を生みた
り。
かくて家内いとにぎはしく暮ししに、明治
十一年九月の末、文造病にかゝりて若死に
しけり。

其の後、幾程もなくして、男の子又うせけれ
ば、ていは、残る一人の女の子を教へそだて
て、さびしき歳月を送りけるが、堅くみさを
を守りて、身を慎み、且父母に孝養をつくし
たり。父甚だ清潔を好みければ、ていは、藥室
書齋の掃除より、朝夕膳部の事まで、皆自ら
之を引き受けて、よく其の心に適ふ様にせ
り。

親戚の人々、てい、年猶若ければ、再嫁せよと、



しきりにすゝめけれ
ども、ていは、わらは今
再嫁して、父母の側を
はなれなば、誰か朝夕
かしづきまゐらすべ
き。とて、聞き入れざり
き。
てい常に琴をひきて
樂しみしが、或る時、父

其の絃をしめなほしたり。後父の友にて、琴
を善くする人來りて、ていと共にひきしに、
ていの絃、ゆるみ居ければ、怪しみて、其の故
を尋ねしに、てい答へて、「こは、此の頃父のし
めたるものにて、わらはがひくにすら、ゆる
けれど、老の手にせしものを、直さんも忍び
がたければ、さて置けるなり。」といひけり。明
治二十三年五月、てい年僅に三十七歳にて、
世を早うしけり。

第十二課 禮儀

一、人を訪ふには、先方の都合よからん時をはかりて訪ふべし。朝あまり早く、又は夜あまりおそく訪ふべからず。三度の食事時に訪ふも、宜しからず。

二、人の家に往きたらば、先づ案内を乞ふべし。人の部屋に入るにも、先づおとなひて、後に入るべし。

三、障子・襖を開閉するには、ひざまづき、又は腰をかゞめて、しつかにあつかふべし。

四、家の主に對面したる時、坐に他の客あらば、是にも會釋すべし。

五、人の物を勝手に扱ふべからず。人の書き居る文又は讀み居る書物などを、傍より覗き見るも、無作法なり。

六、人の顔を、じろくと打まもるべからず。

七、人と語るに、己一人、専ら語るべからず。

八、人の話を遮るべからず。

九、數多の人に語るに、唯一人にのみ打向き
て言ふべからず。

十、人を訪ひて、妄に長坐すべからず。

十一、客ある時は、家人を叱るなどの事な
らん様に戒むべし。

十二、客の前にて、齒をせり、爪を剪りなど
すべからず。はなをかむことも、成るべく
はすべからず。やむことなれば、面をそむ
けてすべし。

十三、人の坐を立ちたるすぐあとにては、た
とひ其の人の事にあらずとも、笑ふこと
あるべからず。

第十三課 大婆殿の慈愛

徳川將軍秀忠の乳母大婆どのと稱せられ
しは、生まれつき、さかしくして、よく恭儉の
道を守りし人なり。此の人、月ごとに一二度
下部のもの數多を呼びつどへ、手づから飯
を盛りて饗するを、上もなき樂しみとした

り。

或る日、いつもの如く、下部のものどもを饗する時、本多佐渡守正信入り來り、其のさまを見て、かかる賤しきことを自らしたまふは、餘りに輕々しきことなり。侍女も數多あることなれば、命じてなきしめたまふこそよけれ。といふに、大婆、持ちたる杓子を置き、て、いひけるは、いなとよ、そもわらはは、もと三河に生まれて、賤しき家に人となりしに、

はからずも、將軍家の乳母に召されて、幸に今日の榮華をうけ、心のまゝに、かく數多の人をつとへ饗することを得、されど其の昔を思へば、僅に五七人の客すら、心のまゝに饗すること能はざりしなれば、せめては、昔を忘るまじと思ひて、かくはするなり。といひければ、正信いたく恥ぢ入りたり。

第十四課 大婆殿國法を重んず

大婆殿病あつくなりし時、將軍自ら枕邊に

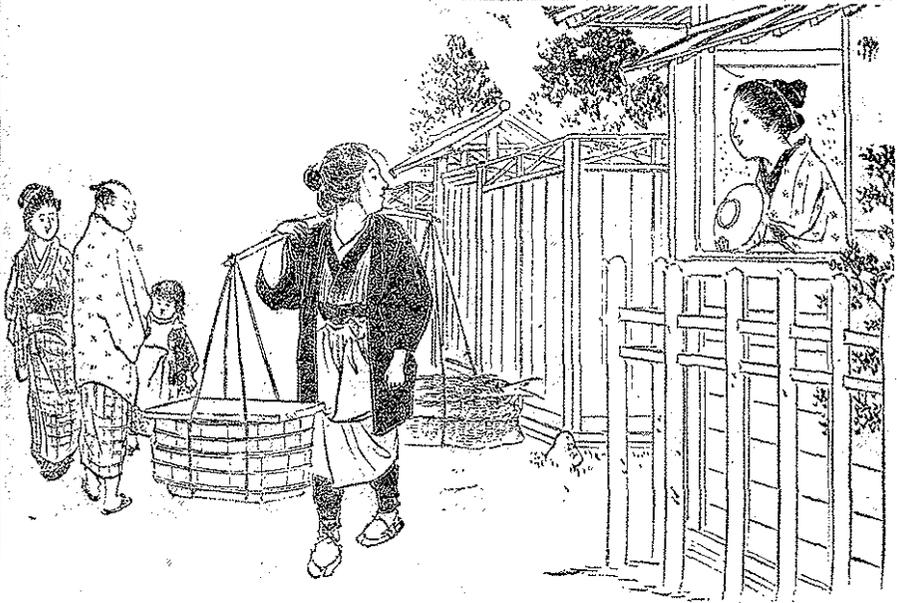
のぞみ、手づから煎薬を取りて、其の心をなぐさめられければ、大婆殿感涙を流しけり。さて將軍去らんとしながら、其の方、何か望みあらば、予の力の及ぶ限りは、何なりとも聞届け得さすべし、憚らず申せよ。とかへすがへすいはれしかば、大婆殿重き頭をもたげ、はらくと涙を流し、君のかくも、切に仰せらるるは、定めて愚息の事を思召しての事なるべし。さりながら、彼は國法を犯して、

流罪に處せられしものなり。わらは女なれども、國法の重きは、わきまへ侍り。今たとひ死期にせまればとて、私の願を立てて、對面せんなどとは、思もよらぬ事なり。唯罪の赦さるべき時に赦さるれば、其の上の望なし。と申しければ、將軍も、大いに其の心根に感じ、國法の大切なるを思ひて、恩愛の己みなたきを忍ぶ。さても氣象の勝れたる女かな。とて、涙に袖をぬらされけり。

第十五課 ぬひ女善く主に事ふ

ぬひは、大阪の商人喜多三郎兵衛の家に仕へし婢なり。主家年をおひて衰へ、主人も年老いて、遂に病に卧し、朝夕の煙も立てがたくなりしかば、家財など、一物もなきまでに賣りはらひて、いとあさましき有様とはなりぬ。

かかりしかば、ぬひは、晝は、魚をになひて、賣りありき、夜は人の爲めに縫物して、すこし



の賃錢を得、わづかに主家のくらしを立てたり。後主人身まかりけるに、ぬひは、其の子供を大切にそだて、手習裁縫のわざまでも、心を盡して教へけり。ぬひ七十歳になるに及び、親族ども、其の老

いたるをあはれみ、しきりに歸村をすゝめ
けれども、主家をきづかひて、聞き入れざり
けり。かかる所に、むかし喜多が家に仕へた
りし僕にて、十餘年前に、本國にかへりたる
久兵衛といふもの、たま／＼主家の安否を
きづかひて、尋ね來りしかば、それより久兵
衛と共に、力をあはせて、子供をもちたて、家
を再興したりといふ。

第十六 瓜生いは女の傳 (一)

瓜生いはは、岩代の國耶摩郡熱鹽村の農、渡
邊利左衛門の女にて、文政十二年五月の生
まれなり。九歳の時、父失せしかば、母と共に、
其の里方なる瓜生家に歸り、十四歳の春よ
り、伯父山内春龍といふが許にて、読み書き
を初として、禮儀作法裁縫などの教を受け
しが、三年ほどにて、學藝著しく進み、行狀も
いとよかりければ、其の名大いにあらはれ
ぬ。

程なく瓜生家に歸りて、夫を迎へしが、母に孝に、夫に貞順にして、善く家を治めしかば、夫婦いとむつまじく、樂しく暮しけり。さる程に、いは二十八歳の時、夫ふと重き病の床につき、七年を経て、遂に身まかりけるが、此の長き年月の間、いはは、晝夜一心に看病し、其の身のつかれは、打忘れて、ひたすら夫の平癒を祈りしに、其のかひなかりしかば、なげき哀しむこと、大方ならざりき。

其の後三年にして、母又失せければ、いはいよく、なげきに沈み、見る人さへに、袖をしぼらぬはなかりき。是よりいはは、女の身一つにて、四人の幼児をはぐくむこととなり、目をふるまゝに、くらし方いと困しくなりけるを、一しほ心を勵まして、業をつとめ、儉約を守りしかば、足らぬながらも、世を渡ることを得たり。

第十七課

瓜生いは女の傳 (二)

いはは、生まれつきなさけ深く、貧しき中にも、不幸の人をあはれみ恵むを、何より樂しき事とはしけり。されば母をなしくなりてより後は、世の爲め人の爲めをはかることに、全く其の身をゆだねたり。

明治四五年の頃、いはは、東京に救養會所として、貧民の子女を教育する所ある由を聞き、己も同じ志あればとて、すぐに上京し、會所につきて、教育の仕方を取調べ、因て其のわ

たりに假住まひして、貧民の子を教育しけり。かくすること半年ばかりにして、又郷里に歸り、近郷の寺院をかり受けて、貧民を教育せしかば、人皆いはを敬ひ尊びて、もしいさかひなどの起ることあれば、いはに其の取りさばきを頼みけり。後明治二十四年、東京養育院より招かれて、其の幼児世話掛長といふになり、ひたすら力を盡し居たりしに、程もなく、又郷里の人々に招かれしかば、

再び歸りて、三つの育兒會と、一つの慈惠病院とを立てて、其の長におされたり。

さかりをばとふ人おほし散る花の、

あとをとふこそなさけありけれ。

第十八課 瓜生いは女の傳 (三)

明治二十七八年、日清戰役の頃、いはは、甘藷を以て、よき飴を製することを發明しければ、之を廣く世の人々に教へんとて、日々幾釜といふおびたゞしき飴を製して、問ふ人

ごとに、其の仕方を傳へ、且其の糟もて、團子・餅などをこしらへて、廣くほどこししかば、貧民皆つどひ來りて、門前さながら市の如くなりき。
其の秋、又出征軍人の、雪になやめる苦しき



を思ひやりて、數多の雪鞋を、自らも作り、人にもすゝめ作らせて、軍隊におくりたり。いはが慈善の行は、此の外にも猶多かりしかば、二十九年六月、勅定の藍綬褒章を賜はりて、其の名世にかくれなくなりけり。是より、いははますく、勵みて、大いに慈善の事を計りけるに、一年をおきて、三十一年一月に至り、はからずも重き病にかゝり、六十九歳にて、終にははかなくなりぬ。其のいまだ病

の床にありける時、皇后陛下より、御菓子をお賜はりたれば、いはは、身を起して、うやうやしく之を拜し、感恩の涙、せきあへざりき。又病みつきてより、今はのきはに至るまで、始終唯貧民救助の事のみを心にかけて、病苦は全く忘れたる様子なりきとぞ。

第十九課 急ち女善く子を教ふ

急ちは、徳川幕府の士、淺羽某の女にして、二十一歳の時、小出大助といふものに嫁せし

が、よく舅姑に事へ、よく家事を治めたり。
急ちは、其の子を教ふるに、深く心を用ひ、も
し子供の中に、文武の業を怠るものあれば、
ねんごろに言ひさとし、猶用ひざれば、自ら
其の身をせめて、我おろかにて、かくの如き
懶惰の子を生めり。といひて、泣き悲しみけ
れば、子供も之に感じて、其の行を改め、再び
怠ることなかりき。又嚴冬の頃、子供、寒稽古
とて、毎朝早くより、射騎槍劔などの稽古に

ゆくに、急ちは、必ず早く起きて、自ら湯をわ
かし、粥をととのへて食せしめ、かりにも、下
女下男にゆだねることなかりき。庭訓かか
りしかば、子供成長の後、皆よく出世しけり。

第二十課 楠正行の母

楠正行の母は、忠貞たぐひなき女なりけり。
建武の末に、夫正成、湊川にてうち死にしけ
るが、正成かねてより、此のたびの戦を最後
と思ひ定めければ、長子正行が十一歳にて

供しけるを召し、懇に後事を誡め諭して、櫻井の宿より、本國河内へ歸しけり。其の後、正成果してうち死にしければ、足利尊氏、敵ながらも、之をあはれみて、其の首を河内におくりたり。母子之を見るに、目閉ぢ色青みて、變りはてたるさまなりければ、胸ふさがりて、歎きの涙に沈みけり。
さる程に正行は、何思ひけん、流るる涙を袖におさへて、つと立ち上りて、持佛堂の方へ

行きけるゆゑ、母怪しく思ひて、妻戸のかげより伺ひ見れば、父が兵庫へ向ふ時、形見に留めし菊水の刀を、右の手に抜き持ちて、自害せんとするさまなりけり。
かくと見るより、急ぎ走りよりて、正行が小腕にとりつき、涙を流していひけるは、汝稚くとも、是程の理にまよふべしや。よく、事の様を思ひて見よ、父が兵庫へ向かはるるとき、汝を櫻井の宿より歸し給ひしは、跡

を弔はれんととの爲めにもあらず、腹を切れとの心にもあらず、我たとひ運命盡きて、戰場に命を失ふとも、汝は、死に残りたらん一族郎黨を扶持して、今一度軍をおこし、再び君の御世にせよとの趣意にあらずや、其の遺言は、汝つぶさに聞きて、我にも語りしものを、いつの程に忘れけるぞや。かくては、父が名を全らし、君の御用に立ちまゐらすべしとも覺えず。となくく諫め止めて、抜き

たる刀を奪ひ取りければ、正行心を取りなほし、其のまま、そこにうち伏して、母と共にぞ歎きける。

是より後は、正行、父の遺誡、母の教訓、心にしみ肝に銘じて、はかなき手すさび、戯れわざにも、朝敵を攻め伏せ、撃ち取るまねをして、なぐさみけるが、二十四歳に及び、果して軍を起して討つて出で、父に劣らぬ忠誠を盡しけり。

高等女子修身訓 兒童用 卷二終

明治三十三年十一月廿五日印
同 三十三年十一月廿八日發 行
同 三十四年一月八日訂正再版印刷
同 三十四年一月十二日發 行

高等女子修身訓兒童用
定價 卷一金拾六錢 卷三金拾七錢
卷二金拾六錢 卷四金拾七錢

金港堂書籍株式會社編纂

東京市日本橋區本町三丁目十七番地

金港堂書籍株式會社

右社長

東京市下谷區龍泉寺町四百十四番地

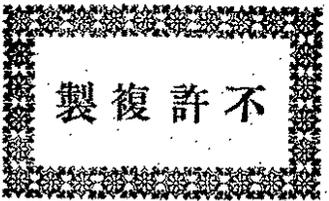
原 亮 一郎

代表者

發行兼
印刷者

賣捌所

各府縣特約販賣所



不許複製

◎弊社ハ常ニ書籍ノ用紙印刷製本等ニ注意シ勉メテ其堅牢ヲ期セリサレ
ド多數ノ中萬一學年間ノ使用ニ耐ヘザルガ如キ粗製ノモノ有之候ハバ
御通知次第無代價ヲ以テ御引換可申上候
◎本書ハ僻遠ノ地ニ至ルモ定價ヲ超過シテ賣捌カシムルコトナキハ勿論
直接ノ御注文ハ多少ニ拘ラズ運賃ヲモ負擔可仕候

勅語

朕惟フニ我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ徳
ヲ樹ツルコト深厚ナリ我カ臣民克ク忠ニ克ク孝
ニ億兆心ヲ一ニシテ世々厥ノ美ヲ濟セルハ此レ
我カ國體ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦實ニ此
ニ存ス爾臣民父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和
シ朋友相信シ恭儉已レヲ持シ博愛衆ニ及ホシ
學ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ智能ヲ啓發シ徳器ヲ
成就シ進テ公益ヲ廣メ世務ヲ開キ常ニ國憲ヲ
重シ國法ニ遵ヒ一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ
天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ是ノ如キハ獨リ
朕カ忠良ノ臣民タルノミナラス又以テ爾祖先ノ遺
風ヲ顯彰スルニ足ラン

斯ノ道ハ實ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫
臣民ノ俱ニ遵守スヘキ所之ヲ古今ニ通シテ謬ラ
ス之ヲ中外ニ施シテ悖ラス朕爾臣民ト俱ニ拳々
服膺シテ咸其徳ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ

明治二十三年十月三十日

御名 御璽

